

(第1面)

43-48

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月21日

豊田市長 殿

提出者

住 所 名古屋市東区泉一丁目22番22号

氏 名 戸田建設株式会社名古屋支店

執行役員支店長 鴨下 靖弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-951-8581

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社名古屋支店
事業場の所在地	名鉄三河線若林駅高架本線（新設工事）・名鉄三河線若林駅仮線高架工事
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	完工高 37,461（百万円） ※名古屋支店
③従業員数	305名 ※名古屋支店 2024年3月1日現在
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） （建築部門） ・ 梱包材の削減（見積条件書に記載） ・ 有価物での搬出（スクラップ、ダンボール、電線など） ・ 高いリサイクル率の処分施設の活用（処分施設のリサイクル率をヒアリング） ・ 木製型枠の変更（鋼製型枠、ラス型枠、樹脂型枠、デッキ型枠の採用） ・ 作業所搬入材料のプレカットの推進（石膏ボード、ALC、ECP） ・ 一掴み運動用の廃プラ回収BOXの設置 ・ 廃プラ圧縮機の設置 （土木部門） チェックシートを活用し、搬入の抑制や場内処理の工夫による排出抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 汚泥の場内再生利用の実施（場内に天日干しスペースを確保できる作業所） ・ 設備・電気工事資材のプレカット化（ダクト、配管、電線等） ・ 設備・電気工事資材のユニット化（ダクト、配管） ・ 廃プラ圧縮袋の採用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 分別している産業廃棄物の種類：主に、がれき類、コンがら・アスコンがら、廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、汚泥、廃石膏ボード等に分別している。さらに金属くず・紙くずはスクラップ・段ボール等の有価物、廃石膏ボードは新築系と解体系に分けるなど、臨機応変に対応している。 ・ 分別に関する取組：分別ヤードの整備、協力会社への周知徹底等により、分別の徹底を図っている。		
	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 今後分別予定の産業廃棄物の種類：吹付断熱材など。 ・ 分別に関する取組：作業所の条件が整えばメーカーリサイクルの活用し、上記品目を分別する。 ・ 今後分別予定の産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 ・ 中間処理施設との調整が整えば上記品目を塩素なし（軟質系）、塩素なし（硬質系）、塩素あり他（廃プラMIX）、塩ビ管に分別する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

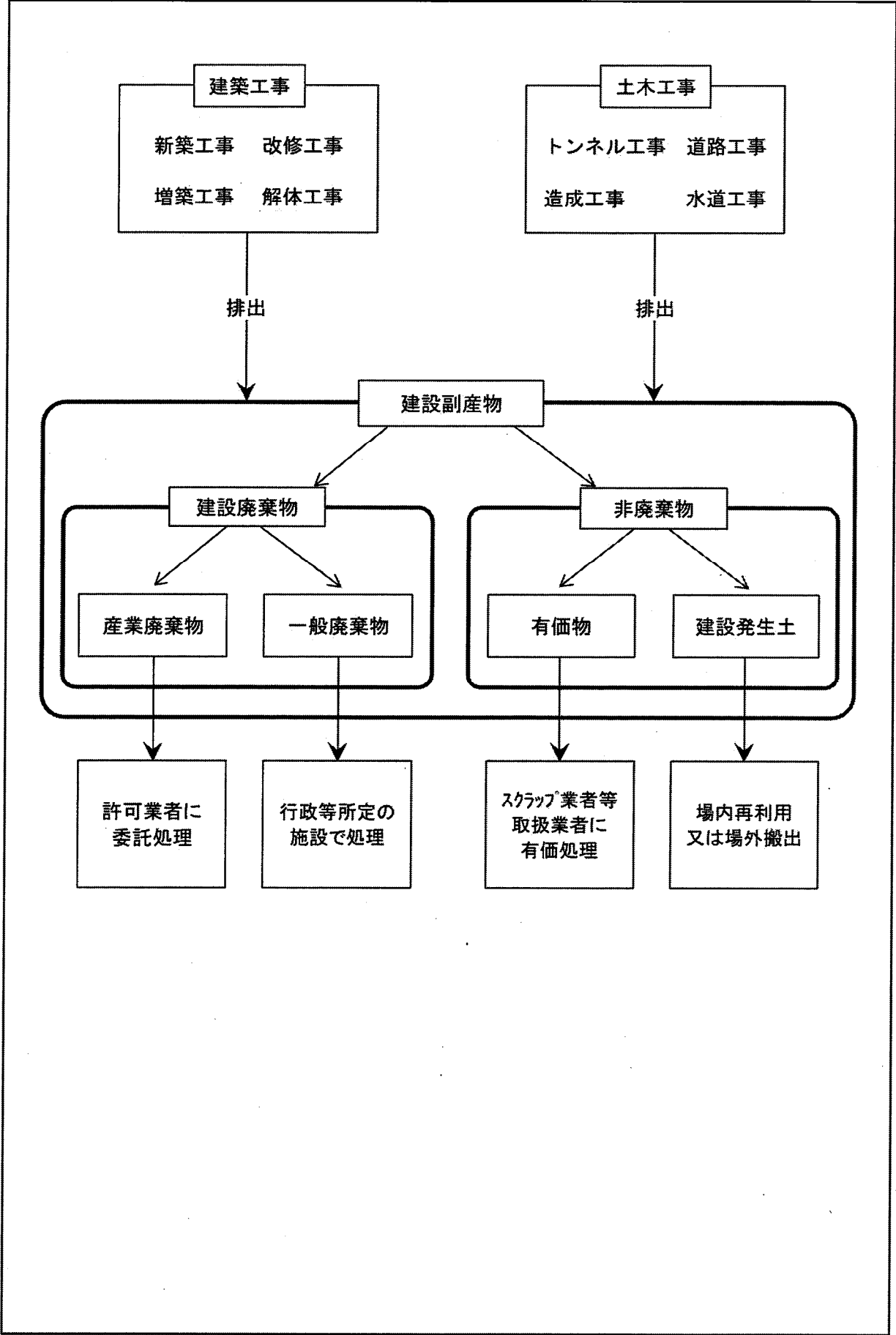
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	- 新規に産廃処理を委託する予定の施設は必ず現地確認を実施し、適切と判断した場合に限り委託契約を行っている。 - 作業所が安心して産廃処理委託できるよう、実績と信用のある処分業者を「支店推薦業者」として地区ごとに選定し、支店が年1回現地確認を実施することで管理している。 - 自社システム（環境管理システム）の運用開始（2018/04～）を機に、電子マニフェストの使用100%・電子委託契約の普及を目標とし電子化を進めている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収ができる業者へ委託する。 ・環境管理システムの目的の一つは、電子マニフェスト、電子委託契約の普及である。収集運搬・処分業者に電子化の協力を依頼する。 ・可能な限り、作業所は支店推薦業者を利用するよう周知徹底させる。		
	※事務処理欄		

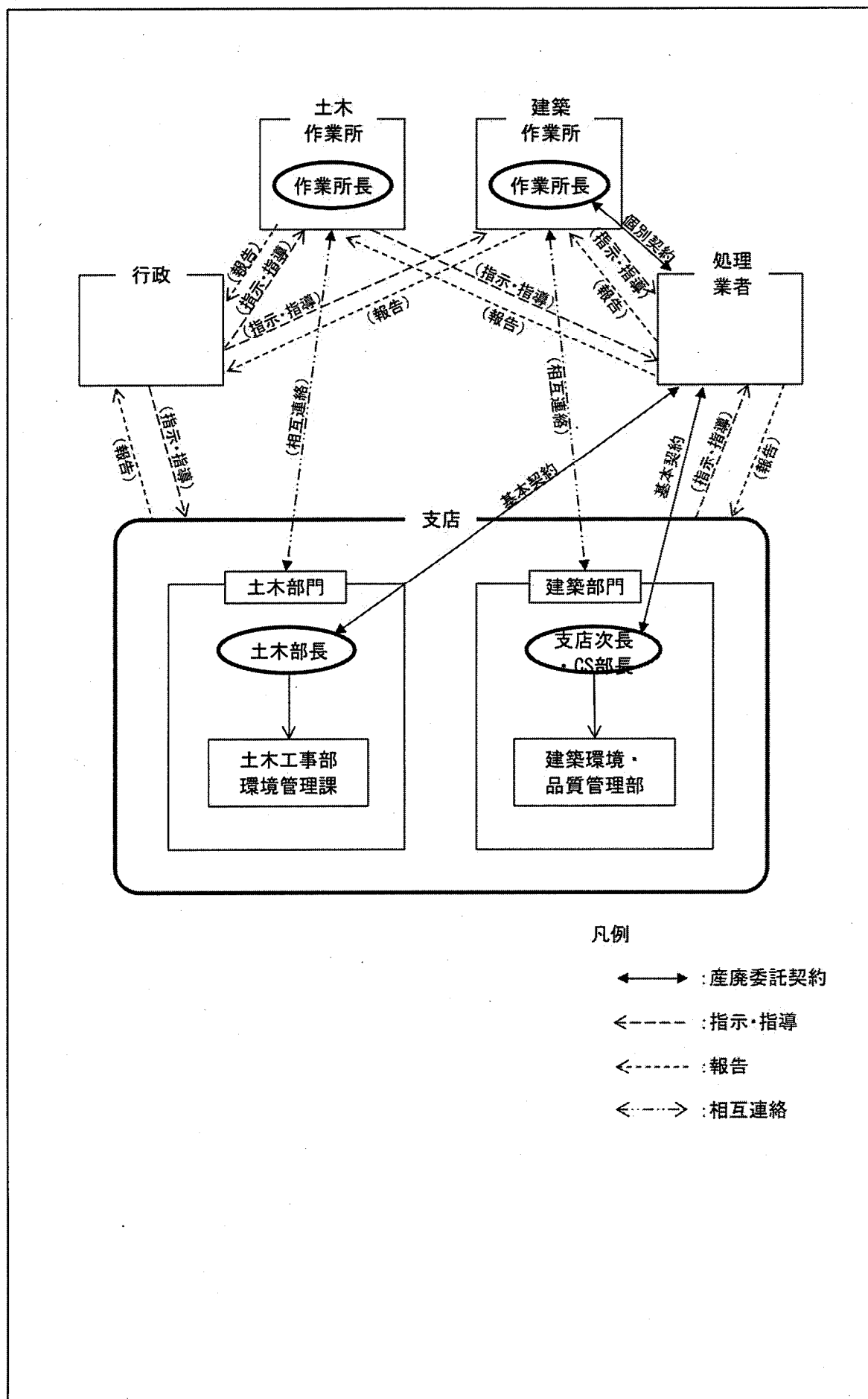
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図



単位:トン

[illegible]